

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
当たるの翌日)

目次

次

◇告示

字の区域の新設等（市町村振興課）

字の区域の変更（四件）（ク）

土地改良法による換地処分（六件）（ク）
土地改良法による換地処分（六件）（農村整備課）

告示

鳥取県告示第二百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第一項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による国府町が行う土地改良事業に係る吉野地区の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西尾邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域（平成七年九月二十一日現在の地番による。）
大字中河原字船	大字中河原字船山河原のうち一五四の二の一部、一五六の一の一部、一五七の一部、一五七の一の一部、一五七の二の一部、一五七の三の一部以外の区域
山	大字中河原字大河島一六一の二、一六一の五、一六一の六、一六二、一六五の一と一体をなす国有地の一部
大字中河原字船山河筋一八一と一体をなす国有地の一部	大字中河原字船山河筋一八一と一体をなす国有地の一部
大字新井字宇田二五七の一、二五七の二八から二五七の二〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字新井字宇田二五七の一、二五七の二八から二五七の二〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字中河原字大河島のうち一五八、一五八の一、一五九の四から一五九の六まで、一六〇の四、一六一の七、一六三の三、一六四の三から一六四の一まで、一六六の二、一六七の一、一六八の三、一六九の三、一六九の四、一七〇、一七一、一七一の一、一七一の二、一七二の二、一七三の三、一七四の三、一七五、一七六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一六〇の二、一六一の二、一六一の五、一六一の六、一六二、一六五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字中河原字大河島のうち一五八、一五八の一、一五九の四から一五九の六まで、一六〇の四、一六一の七、一六三の三、一六四の三から一六四の一まで、一六六の二、一六七の一、一六八の三、一六九の三、一六九の四、一七〇、一七一、一七一の一、一七一の二、一七二の二、一七三の三、一七四の三、一七五、一七六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一六〇の二、一六一の二、一六一の五、一六一の六、一六二、一六五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字中河原字船山河筋のうち一八三の六、一八四、一八五の二から一八五の三まで、一八六の一から一八六の三まで、一八七の二、一八七の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一八一と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字中河原字船山河筋のうち一八三の六、一八四、一八五の二から一八五の三まで、一八六の一から一八六の三まで、一八七の二、一八七の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一八一と一体をなす国有地の一部以外の区域

			大字中河原字埋ヶ瀬
			ケ瀬
		田 域	大字中河原字太田のうち一〇五の一の一部、二〇六の一の一部、二〇七の一の一部、二〇八の一の一部、二一〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
	大字山根字高築	田 域	大字中河原字下太田のうち一〇五の一の一部、二〇五の一の一部、二〇六の一の一部、二〇七の一の一部、二〇八の一の一部、二一〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇五の一、二〇五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
	大字山根字高築地	田 域	大字中河原字上太田の全域
	大字吉野字松橋	田 域	大字中河原字太田の全域
	大字吉野字高築	田 域	大字吉野字松橋三〇八の二の一部、三三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇五、三〇六、三〇六の一、三〇八の一と一体をなす国有地の一部
	大字吉野字高築地	田 域	大字吉野字松橋三〇八の二の一部、三三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
	大字山根字向宛	田 域	大字吉野字松橋三〇八の二の一部、三三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
	大字山根字向宛井	田 域	大字吉野字松橋三〇八の二の一部、三三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
	大字山根字大滝	田 域	大字吉野字松橋三〇八の二の一部、三三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
	大字新井字宇田	田 域	大字吉野字松橋三〇八の二の一部、三三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
	大字吉野字大河島	田 域	大字吉野字松橋三〇八の二の一部、三三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字山根字五反		田 域	大字吉野字松橋三〇八の二の一部、三三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字山根字五反田の全域		田 域	大字吉野字松橋三〇八の二の一部、三三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字吉野字川平

九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
 大字吉野字狐田八の一の一部、八三の一の一部、八三の二の一部、
 八四の一の一部、八五から八八まで、八九の一の一部、八九の二、九
 ○から九二までの一部、九三から九八まで、九九の一の一部、九
 九の二の一部、一〇〇の一から一〇〇の四まで、一〇一の一から
 一〇一の四まで、一〇二の一から一〇二の三までの一部、一〇七
 の一の一部、一〇七の二の一部、一〇八の一の一部、一〇八の二
 の一部、一〇九、一一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の
 一部

大字中河原字大河島一五八、一五八の一、一五九の四から一五九
 の六まで、一六〇の四、一六一の七、一六三の三、一六四の三か
 ら一六四の一まで、一六六の二、一六七の二、一六八の三、一
 六九の三、一六九の四、一七〇、一七一、一七二の一、一七二の
 二、一七二の二、一七三の三、一七四の三、一七五、一七六の三
 及びこれらと一体をなす国有地

大字中河原字船山河筋一八三の六、一八四、一八五の一から一八
 五の三まで、一八六の一から一八六の三まで、一八七の三、一八
 七の四及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字山根字砂本道ノ上二五六の一の一部、二五七の一部、二五八
 の一部、二五九の二の一部、二五九の三の一部、二五九の四及び
 これらと一体をなす国有地

大字吉野字洞々七二の一の一部、七二の二の一部、八〇の一、八〇の
 三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字吉野字川平八一の一の一部、八一の二の一部、八一の三の二
 の一部、一六から一八までの一部、一八の一、一八の二の一部、一
 九の一部、二〇から二三まで、二二の二、一三の二、一四の一、

二四の二、二五、二六の一部、二七の一の一部、二八、二九及びこれ

二四の二、二五、二六の一部、二七の一の一部、二八、二九及びこれ
 らと一体をなす国有地大字吉野字洞々七二の一の一部、七二の二の一部、八〇の一、八〇の
 三の一部、八〇の四及びこれらと一体をなす国有地大字吉野字狐田八の一の一部、八一の一の一部及びこれらと一体をなす
 国有地大字山根字砂本道ノ上二五六の一の一部、二五七の一部、二五八
 の一部、二五九の二の一部、二五九の三の一部、二五九の四及び
 これらと一体をなす国有地大字吉野字大谷口のうち三五及びこれと一体をなす国有地の一部
 以外の区域大字吉野字砂波谷口のうち六六の五、六六の九、六七の一、六七
 の二、六七の五、六七の六、六八の一、六八の二、六九、六九的
 一、六九の二、七〇、七一及びこれらと一体をなす国有地の一部
 以外の区域

大字吉野字大谷口三五及びこれと一体をなす国有地の一部

大字吉野字川平三四の一の一部及びこれと一体をなす国有地

大字吉野字洞々七二の一の一部、七二の二の一部、八〇の一、八〇の
 三の一部及びこれらと一体をなす国有地大字吉野字洞々六六の五、六六の九、六七の一、六七の二、
 六七の五、六七的六、六八の一、六八的二、六九、六九的一、六
 九的二、七〇、七一及びこれらと一体をなす国有地の一部大字吉野字洞々六六の五、六六的九、六七的一、六七的二、
 六七的五、六七的六、六八的一、六八的二、六九、六九的一、六
 九的二、七〇、七一及びこれらと一体をなす国有地の一部大字吉野字洞々のうち七二の一の一部、七二的二の一部、八〇的一、
 八〇的三の一部、八〇的四及びこれらと一体をなす国有地以外の
 区域

大字吉野字畠ヶ 田	大字吉野字畠ヶ田のうち一六四の二の一部、一六四の五の一部、一六四の六、一六四の七及びこれらと一体をなす国有地
大字吉野字松橋	大字吉野字畠ヶ田のうち一六四の二、一六四の三、一六四の五から一六四の七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字吉野字埋ヶ瀬 一部	大字吉野字松橋のうち三〇八の二の一部、三一二の二、三一一の五の一部、三二三の二、三二三の三の一部、三二四の二、三二四の三の一部、三二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇五、三〇六、三〇六の一、三〇八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字中河原字下太 田	大字中河原字埋ヶ瀬一八九の二、一九〇の二、一九〇の四から一九〇の六まで、一九一の一から一九一の三まで、一九二の一、一九二の二、一九三、一九四、一九九、二〇一の四、二〇一の三、二〇一の四及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字中河原字船山 河原	大字中河原字下太田二〇五の二の一部、二〇五の二の一部、二〇六の一の一部、二〇七の一部、二〇七の一の一部、二〇八の一部、二〇八の四の一部、二二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇五の一、二〇五の二と一体をなす国有地の一部
大字吉野字笹波 谷	大字吉野字筆波谷のうち三八六の三以外の区域
大字吉野字船山河 原	大字中河原字船山河原、大字中河原字下太田、大字中河原字上太田、大字山根字砂本道ノ下、大字山根字砂本道ノ上、大字吉野字
大字吉野字中島河 原	大字吉野字中島河原

鳥取県告示第二百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、國府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による国府町が行う土地改良事業に係る糸谷地区の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年三月一十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成七年十一月一日現在の地番による。）
大字糸谷字神西口	大字糸谷字神西口のうち七九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字糸谷字向土居	大字糸谷字向土居のうち一七九と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字糸谷字上前田	大字糸谷字神西口七九の一と一体をなす国有地の一部
大字糸谷字下前田一部	大字糸谷字上前田のうち一八八の三、一八八の七と一体をなす国有地の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字糸谷字下前田のうち一八九の一部、一九〇の一の一部、一九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字糸谷字下前田のうち一八九の一部、一九〇の一の一部、一九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字糸谷字奥登ノ二	大字糸谷字奥登ノ二のうち二五七、二五七の一、二五八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字糸谷字大畠	大字糸谷字大畠のうち三六五の三、三六五の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二四一、三六八、三七一、三七二と一体をなす国有地
大字糸谷字石休	大字糸谷字石休三七三、三七四と一体をなす国有地の一部
大字糸谷字石休のうち三七三、三七四と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字糸谷字奥登ノ一のうち二五四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二四一、三六八、三七一、三七二と一体をなす国有地
大字糸谷字奥登ノ二	大字糸谷字奥登ノ二のうち二五七、二五七の一、二五八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字糸谷字大畠	大字糸谷字大畠のうち三六五の三、三六五の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二四一、三六八、三七一、三七二と一体をなす国有地
大字糸谷字石休	大字糸谷字石休のうち三七三、三七四と一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第二百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩美町が行う土地改良事業に係る院内地区の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成七年十一月一日現在の地番による。）
大字院内字トク レ谷	大字院内字トクレ谷のうち三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字院内字林ノ 前	大字院内字トクレ谷三の一と一体をなす国有地の一部
大字院内字林ノ 一部	大字院内字林ノ前のうち九の三の一部、一〇の一の一部、一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字院内字山ノ 神	大字院内字山ノ神のうち二六の二から二六の四まで、二七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一の二、一二の五、二五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字院内字山ノ 神	大字院内字山ノ神のうち二六の二から二六の四まで、二七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字院内字稻荷 下	大字院内字稻荷下のうち九八の二、九八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字院内字中瀬 尾口	大字院内字中瀬のうち一〇九の二、一〇九の二三、一二二の二、一二三の六から一三の八まで、一二七の五、一二七の八、一二六の一、一二六の六、一二六の七、一二六の九、一二九の一から一二九の三まで、一三〇の二、一三〇の三、一二三の二、一二三の一、一二三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇九の六、一〇九の一、一二三の二、一二三の五、一一五の一、一二六の二、一二八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字院内字椎ノ 有地	大字院内字林ノ前九の三の一部、一〇の一の一部、一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九の三と一体をなす国有地の一部
大字院内字塚田一本松 一部	大字院内字塚田一本松二の二から二六の四まで、二七の二及びこれらと一体をなす国有地
大字院内字山ノ神二六 一部	大字院内字山ノ神二六の二から二六の四まで、二七の二及びこれらと一体をなす国有地
大字院内字椎ノ尾口 一二三六	大字院内字椎ノ尾口一二三六の一部及びこれと一体をなす国有地

大字院内字塚田一本松 一部	大字院内字下岡田八〇三の一と一体をなす国有地の一部
大字院内字塚田一本松 一部	大字院内字塚田一本松のうち一二の一、一二の四、一二の六、一二の九、一二の一〇、一三の一、一三の二、一四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一の二、一二の五と一体をなす国有地の一部
大字院内字稻荷下九八 の二、九八の三及びこれらと一体をなす国有地	大字院内字稻荷下九八の二、九八の三及びこれらと一体をなす国有地

原	大字院内字上河	大字院内字中瀬二九の一の一部、一二九の二、一三一の二、一三三の一、一三三の二及びこれらと一体をなす国有地
大字院内字椎ノ尾口	大字院内字椎ノ尾口のうち一三三の一部、一三六の一部、一四五の二部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	
大字院内字屋敷	大字院内字屋敷のうち二一九の二、二三一〇、二三二の二、一三一の二、一五〇の二と一体をなす国有地の一部	
大字院内字椎ノ尾	大字院内字椎ノ尾のうち五一五の二以外の区域	
大字院内字坂根	大字荒金字坂根のうち八七の二、八八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	
大字荒金字下岡田	大字荒金字下岡田のうち八〇三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域	
田		

大字院内字荒神	大字院内字荒神のうち一五五及びこれと一体をなす国有地並びに一五六の五、一六四の一、一七〇の一と一体をなす国有地の一部
大字院内字椎ノ尾	大字院内字椎ノ尾五二五の二
大字院内字上河原	大字院内字上河原のうち一五四の二、一五四の二と一体をなす国有地
前	大字院内字宮ノ前

平成八年三月二十九日

鳥取県告示第二百三十一号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩美町が行う土地改良事業に係る高山地区の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域 (平成七年十一月一日現在の地番による。)
大字高山字前田	大字高山字前田の全域
大字高山字前泓田	大字高山字前泓田六四〇の一の一部、六四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六三九、六四〇の一と一体をなす国有地の一部
大字高山字中屋敷	大字高山字杉ヶ下七三一の一から七三一の三までの一部、七三一の三から七三二の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字高山字前泓田	大字高山字前泓田のうち六四〇の一の一部、六四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六三九、六四〇の一と一体をなす国有地の一部
大字高山字中屋敷	大字高山字中屋敷のうち五八八、五八九と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字高山字前泓田	大字高山字中屋敷五八八、五八九と一体をなす国有地の一部
大字高山字前泓田	大字高山字前泓田のうち六四〇の一の一部、六四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六三九、六四〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字高山字中屋敷	大字高山字中屋敷六八〇、六八一と一体をなす国有地の一部
大字高山字杉ヶ下	大字高山字杉ヶ下七一六の一部、七一八、七一九、七二〇の二、七二二の一、七二二の二の一部、七二三から七二五までの一部、七二六、七二七、七二八の一の一部、七二八の二の一部、七二九の一部、七三〇、七三二の一から七三二の三までの一部、七三二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字高山字鰯谷	大字高山字鰯谷のうち六八〇、六八一と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字高山字大乗寺	大字高山字背戸 田	七二八の二、七二九、七三〇、七三一の一から七三一の三まで、七三二の一から七三三の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字高山字大乗寺	大字高山字背戸田	七二五までの一部、七二八の一の一部、七二八の二の一部、七二九の一部、七三二の一から七三三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字高山字本丸	大字高山字本丸下屋敷	大字高山字杉ヶ下八一八から八一〇まで、八一二の三、八二三の二、八二四の七及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字高山字本丸	大字高山字本丸下屋敷	大字高山字大乗寺のうち七六八の一の一部、七六九の一部、七七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七七〇の二と一体をなす国有地の一部
大字高山字上ノ山	大字高山字上ノ山八四四の二	大字高山字本丸下屋敷のうち八一八から八二〇まで、八二二の三、八二三の二、八二四の七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字高山字上ノ山	大字高山字上ノ山八四四の二	大字高山字上ノ山のうち八四四の二以外の区域

鳥取県告示第二百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、佐治村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成8年4月1日からその効力を生ずる。

平成8年3月2十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成七年十一月十五日現在の地番による。）
大字尾際字川奥	大字尾際字川奥のうち国有地の一部以外の区域
大字尾際字名谷	大字尾際字川奥の国有地の一部
口	

鳥取県告示第二百三十三号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩美町が行う土地改良事業に係る蒲生地区の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成六年七月八日現在の地番による。）
大字蒲生字宮ノ前	大字蒲生字宮ノ前の全域
大字蒲生字宮ノ部	大字蒲生字上西向三六二から三六五までと一体をなす国有地の一部
大字蒲生字上西向	大字蒲生字上西向のうち三六二から三六五までと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字蒲生字金屋	大字蒲生字金屋のうち三九四の一部、三九五、三九六、三九七の一部、三九七の二の一部、三九八の一部、三九九の一の一部、四〇〇の一の一部、四〇〇の二の一部、四〇一の一部、四〇二、四〇三、四〇四の一部、四〇六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字蒲生字毛小屋	大字蒲生字毛小屋の全域
大字蒲生字畠ヶ田	大字蒲生字畠ヶ田四一九の一の一部、四一九の二、四二〇の一の一部、四二〇の二、四二〇の三、四二二の一の一部、四二二の二、四二三の一の一部、四二三の一の一部、四二三の二の一部、四二三の三、四二三の四、四二四の一の一部、四二四の二、四二五の一の一部、四二五の二から四二五の四まで及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字畠ヶ田	大字蒲生字畠ヶ田八二四の一部及びこれと一体をなす国有地
大字蒲生字金屋	大字蒲生字金屋四〇四の一部、四〇六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

坪	大字蒲生字畠ヶ田のうち四一九の一部、四一九の二、四二〇の一部、四二〇の二、四二二の一部、四二二の二の一部、四二三の一部、四二三の二の一部、四二三の三、四二三の四、四二四の一部、四二四の二、四二五の二から四二五の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字蒲生字岡崎	大字蒲生字大田のうち四三三の三の一部、四三三の四の一部、四三内第一部、四三四の一の一部、四三四の二の一部、四五的一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字蒲生字岡崎	大字蒲生字岡崎四三六の一の一部、四三六の二、四三七の一部、四三八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字丁ヶ坪四四六の二の一部、四四七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字蒲生字黒土八〇八の一部、八〇九の一部、八一〇の一の一部、八一〇の二の一部、八一二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字金屋四〇〇の一の一部、四〇一の一部、四〇二、四〇三、四〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字蒲生字黒土八〇八の一部、八〇九の一部、八一〇の一の一部、八一二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字岡崎のうち四三六の一の一部、四三六の二、四三七の一部、四四三の二の一部、四四四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字蒲生字宮操八二三の一部及びこれと一体をなす国有地
大字蒲生字丁ヶ坪四四六の二、四四七と一体をなす国有地の一部	大字蒲生字梅ヶ坪八三七の二の一部、八三八の一部、八三九の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字大田四三三の三の一部、四三三の四の一部、四三三内第一部、四三四の一の一部、四三四の二の一部、四三五の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字蒲生字繩手のうち四五四の一から四五四の三まで、四五五から四五八まで、四五九の一、四五九の二、四六一の四、四六一の八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字蒲生字岡崎四三八の一部、四四三の二の一部、四四四の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字蒲生字茶山のうち六一六の一の一部以外の区域

面道免	及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字下タ	大字蒲生字茶山のうち六一六の一の一部以外の区域
大字蒲生字下生	大字蒲生字新宮田七四六の二と一体をなす国有地の一部
大字蒲生字大田四三三の三の一部、四三三の四の一部、四三三内第一部、四三四の一の一部、四三四の二の一部、四三五の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字蒲生字上泓七四七の一、七五五と一体をなす国有地の一部
大字蒲生字岡崎四三八の一部、四四三の二の一部、四四四の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字蒲生字下生面七一六の一の一部、七一七の一、七一八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字蒲生字下夕道免のうち七二八の一部、七三三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字蒲生字新宮田七三四から七三七までの一部及び七三四から七三七までと一体をなす国有地の一部
大字蒲生字蒲生田一四二〇の一の一部、一四二二の一から一四二一の四までの一部、一四二四の一の一部、一四二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字蒲生字蒲生田一四二〇の一の一部、一四二二の一から一四二一の四までの一部、一四二四の一の一部、一四二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字上中瀬二四二五の一部及びこれと一体をなす国有地の一部	大字蒲生字上中瀬二四二五の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
大字蒲生字下夕道免七二八の一部、七三三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字蒲生字下夕道免七二八の一部、七三三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字蒲生字新宮田のうち七三四から七三七までの一部及び七三四から七三七まで、七四六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字蒲生字新宮田のうち七三四から七三七までの一部及び七三四から七三七まで、七四六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字蒲生字上中瀬二四二五の一部、一四二七の一の一部、一四二七の三の一部、二四二八の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字蒲生字上中瀬二四二五の一部、一四二七の一の一部、一四二七の三の一部、二四二八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字下モ中瀬一四三四から一四三七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字蒲生字下モ中瀬一四三四から一四三七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字蒲生字茶山六一六の一の一部	大字蒲生字茶山六一六の一の一部
大字蒲生字新宮田七四六の二と一体をなす国有地の一部	大字蒲生字新宮田七四六の二と一体をなす国有地の一部
大字蒲生字下泓七六一の四、七六二と一体をなす国有地の一部	大字蒲生字下泓七六一の四、七六二と一体をなす国有地の一部

大字蒲生字下泓七六一の四、七六二と一体をなす国有地の一部	大字蒲生字中河原一〇六四の一部、一〇六五の一部、一〇六七の三の一部、一〇六八から一〇七一までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字蒲生字上泓のうち七四八の五までの一部、七四九七五〇、七五一の一の一部、七五一の三の一部、七五一の四の一部、七五一の五、七五二の一部、七五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七四七の一、七五五と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字蒲生字上泓のうち七四八の五までの一部、七四九七五〇、七五一の一の一部、七五一の三の一部、七五一の四の一部、七五一の五、七五二の一部、七五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七四七の一、七五五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字蒲生字下泓七六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字蒲生字下泓七六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字橋詰七七七の一の部、七七八の一の部及び七七六から七七八まで、七八一の一の四、七八二と一体をなす国有地の一部	大字蒲生字橋詰七七七の一の部、七七八の一の部及び七七六から七七八まで、七八一の一の四、七八二と一体をなす国有地の一部
大字蒲生字下土居九三九の一の一部	大字蒲生字下土居九三九の一の一部
大字蒲生字中河原一〇五八の一部、一〇六二の二の一部、一〇六二の三の一部、一〇六三、一〇六四の一部、一〇六五の一部、一〇七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字蒲生字中河原一〇五八の一部、一〇六二の二の一部、一〇六二の三の一部、一〇六三、一〇六四の一部、一〇六五の一部、一〇七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字岡崎四四三の二の一部及びこれと一体をなす国有地	大字蒲生字岡崎四四三の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字蒲生字丁ヶ坪四四九の一の一部、四五〇の一の一部、四五一の三の一部、四五三の一、四五三の二から四五三の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地	大字蒲生字丁ヶ坪四四九の一の一部、四五〇の一の一部、四五一の三の一部、四五三の一、四五三の二から四五三の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字縄手四五四の一の一部、四五四の二、四五四の三、四五五から四五八まで、四五九の一、四五九の二、四六一の四、四六一の八及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字蒲生字縄手四五四の一の一部、四五四の二、四五四の三、四五五から四五八まで、四五九の一、四五九の二、四六一の四、四六一の八及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字蒲生字梅ケ	大字蒲生字下泓七六六の一の一部、七七二の一の一部及び七六六の一、七七一、七七三と一体をなす国有地の一部 大字蒲生字橋詰のうち七七七の一部、七七八の一部及び七七六から七七八まで、七八一の二、七八一の四、七八二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字蒲生字砂田	大字蒲生字砂田のうち七九三、七九四と一体をなす国有地の一部 大字蒲生字細田のうち七九七、七九八、七九九の一部、八〇〇の一部、八〇一、八〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字蒲生字梅ケ坪のうち八三九の一部、八四〇の一の一部、八四〇の二の一部、八四一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字稻荷砂田	大字蒲生字稻荷砂田のうち八四四の一部、八四五の一の一部、八四六の一部、八四七、八四七の一、八四八の一部、八四九の一部、八五六の二と一体をなす国有地の一部 大字蒲生字稻荷砂田七九三、七九四と一体をなす国有地の一部 大字蒲生字稻荷砂田のうち八四三の一部、八四四の一部、八四五の一の一部、八四六の一部、八四七、八四七の一、八四八の一部、八四九の一部、八五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八五六、八五七の二と一体をなす国有地の一部
大字蒲生字下土居	大字蒲生字下土居九一三の二、九一四の二、九三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字蒲生字下土居九一三の二、九一四の二、九三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字蒲生字中河	大字蒲生字中河のうち八一三から八一五までの一部、八一六の一部、八一六の二の一部、八一七の一部、八二四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字蒲生字中河のうち八一三から八一五までの一部、八一六の一部、八一六の二の一部、八一七の一部、八二四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字蒲生字梅ケ坪	大字蒲生字梅ケ坪八三三の一部 大字蒲生字梅ケ坪八三三の一部

原	居	荷	大字蒲生字上稻	大字蒲生字下土居	砂田	坪
大字蒲生字中河		大字蒲生字上稻荷		大字蒲生字下土居九一三の二、九一四の二、九三九の一、九四〇、九四一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字蒲生字稻荷砂田のうち八四三の一部、八四四の一部、八四五の一の一部、八四六の一部、八四七、八四七の一、八四八の一部、八四九の一部、八五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八五六、八五七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域	八一六の二の一部、八一七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八三〇、八三三と一体をなす国有地の一部
大字蒲生字中河		大字蒲生字下土居		大字蒲生字下土居九一三の二、九一四の二、九三九の一、九四〇、九四一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字蒲生字稻荷砂田八四四の一部、八四五の一の一部、八四六の一部、八四七、八四七の一、八四八の一部、八四九の一部、八五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八五六、八五七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字蒲生字稻荷砂田八四四の一部、八四五の一の一部、八四六の一部、八四七、八四七の一、八四八の一部、八四九の一部、八五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八五六、八五七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字蒲生字中河		大字蒲生字下土居		大字蒲生字下土居九一三の二、九一四の二、九三九の一、九四〇、九四一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字蒲生字稻荷砂田八四四の一部、八四五の一の一部、八四六の一部、八四七、八四七の一、八四八の一部、八四九の一部、八五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八五六、八五七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字蒲生字稻荷砂田八四四の一部、八四五の一の一部、八四六の一部、八四七、八四七の一、八四八の一部、八四九の一部、八五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八五六、八五七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字蒲生字中河		大字蒲生字下土居		大字蒲生字下土居九一三の二、九一四の二、九三九の一、九四〇、九四一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字蒲生字稻荷砂田八四四の一部、八四五の一の一部、八四六の一部、八四七、八四七の一、八四八の一部、八四九の一部、八五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八五六、八五七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字蒲生字稻荷砂田八四四の一部、八四五の一の一部、八四六の一部、八四七、八四七の一、八四八の一部、八四九の一部、八五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八五六、八五七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

田	大字蒲生字蒲生	大字蒲生字半瀬	大字蒲生字寺谷口	大字蒲生字大泓	れらと一体をなす国有地
	一部及びこれらと一体をなす国有地	大字蒲生字半瀬のうち一一六五の二、一一六五の八、一一六六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一六五の九と一体をなす国有地以外の区域	大字蒲生字寺谷口のうち一一四の二、一一四の四の一部、一二三一の二の二の一部、一二三三の二の一部、一二三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字蒲生字大泓のうち一〇七二、一〇七三の一、一〇七三の五及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字蒲生字中河原のうち一〇五八の一部、一〇六二の二の一部、一〇六二の三の一部、一〇六三、一〇六四、一〇六五の一部、一〇六七の三の一部、一〇六八の一部、一〇六九の一部、一〇七〇、一〇七一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
	大字蒲生字半瀬	大字蒲生字半瀬	大字蒲生字寺谷口	大字蒲生字大泓	大字蒲生字中河原のうち一〇五八の一部、一〇六二の二の一部、一〇六二の三の一部、一〇六三、一〇六四、一〇六五の一部、一〇六七の三の一部、一〇六八の一部、一〇六九の一部、一〇七〇、一〇七一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
	大字蒲生字半瀬	大字蒲生字半瀬	大字蒲生字寺谷口	大字蒲生字大泓	大字蒲生字中河原のうち一〇五八の一部、一〇六二の二の一部、一〇六二の三の一部、一〇六三、一〇六四、一〇六五の一部、一〇六七の三の一部、一〇六八の一部、一〇六九の一部、一〇七〇、一〇七一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
	大字蒲生字半瀬	大字蒲生字半瀬	大字蒲生字寺谷口	大字蒲生字大泓	大字蒲生字中河原のうち一〇五八の一部、一〇六二の二の一部、一〇六二の三の一部、一〇六三、一〇六四、一〇六五の一部、一〇六七の三の一部、一〇六八の一部、一〇六九の一部、一〇七〇、一〇七一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

称	廃止する字の名
瀬	大字蒲生字毛小屋、大字蒲生字大田、大字蒲生字砂田、大字蒲生字細田、大字蒲生字黒土、大字蒲生字上中瀬、大字蒲生字下モ中瀬

鳥取県告示第二百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、鹿野町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による鹿野町が行う土地改良事業に係る今市地区の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成七年十二月一日現在の地番による。）
大字今市字馬ノ池尻	大字今市字馬ノ池尻のうち二四一、二四二の一、二四二の一、二四三、二四四、二四七の一、二四七の二、二四八、二四八の一、二四九の一から二四九の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字今市字馬ノ池口	大字今市字馬ノ池尻二四二、二四二の一、二四二の二、二四三、二四四、二四七の一、二四七の二、二四八、二四八の一、二四九の一から二四九の五まで及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字馬ノ池	大字今市字馬ノ池二五三の二の一部、二五四から二五六までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字馬ノ池口	大字今市字馬ノ池二五三の二の一部、二五四から二五六までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字今市字石垣	大字今市字馬ノ池二五六の一部及びこれと一体をなす国有地	大字今市字八反田二五九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二六〇の一と一体をなす国有地の一部
大字今市字石垣	大字今市字馬ノ池二五九の一部、二六〇の一の一部、二六〇の二の一部、二六一の一部、二六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字今市字原田二五六の一部及びこれと一体をなす国有地
大字今市字石垣	大字今市字馬ノ池二五六の一部及びこれと一体をなす国有地	大字今市字原田二五六の一部及びこれと一体をなす国有地
大字今市字石垣	大字今市字馬ノ池二五六の一部及びこれと一体をなす国有地	大字今市字原田二五六の一部及びこれと一体をなす国有地
大字今市字石垣	大字今市字馬ノ池二五六の一部及びこれと一体をなす国有地	大字今市字原田二五六の一部及びこれと一体をなす国有地

大字今市字原田屋敷二六九の一部、二七〇の一から二七〇の三まで の一部、二七一の三から二七一の五までの一部、二七二の一部 及びこれらと一体をなす国有地 大字今市字横道上ミニ七五の一の一部、二七七の一部、二七七の 一部、二七八の二の一部、二七八の二の一部、二七八の三、 二七八の四の一部、二七八の五、二七八の六の一部、二七八の七 の一部、二七八の八及びこれらと一体をなす国有地 大字今市字横道ノ下四六一の六の一部及びこれと一体をなす国有 地	大字今市字東中筋四六二の一の一部、四六二の二の一部、四六三 の一、四六三の二、四六三の三から四六三の五までの一部、四六 四の一、四六四の二から四六四の四までの一部及びこれらと一体 をなす国有地 大字今市字鳴戸瀬五〇二の一から五〇二の三まで、五〇三の一部、 五〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字今市字中筋五三〇の一部、五三一の一、五三一の二から五三 一の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字石垣二六四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字今市字原田屋敷二六五の一から二六五の三まで、二六六、二 六六の一から二六六の三まで、二六七、二六八、二六九の一部、 二七〇の一から二七〇の三までの一部、二七一の一、二七一の二、 二七一の三から二七一の五までの一部及びこれらと一体をなす国有 地	大字今市字横道上ミニのうち二七五の一の一部、二七七の一部、二 七七の一の一部、二七八の一から二七八の三まで、二七八の四の 一部、二七八の五から二七八の八まで、二七九の一から二七九的 有地
--	--	---	--

大字今市字外河原	二八三の五の一部、二八三の六、二八六の二の一部及びこれら一体をなす国有地並びに二八三の三、二八六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今市字外河原のうち二三七の二、二三九の二、一三一の二、一三三の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二三七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字今市字家ノ上ミニ二九六の二から一九六の五まで一九七の二、一九八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一九八の三から一九八の五まで、二〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今市字家ノ背戸	大字今市字家ノ上ミニ一九六の二から一九六の五まで、一九七の二、一九八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一九八の三から一九八の五まで、二〇〇と一体をなす国有地の一部
大字今市字横道上ミニ七九の三の一部、二八二の一部、二八三の二の一部、二八三の四の一部、二八三の五の一部、二八三の六、二八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八三の三、二八六の三と一体をなす国有地の一部	大字今市字外河原二三七の二、二三九の二、一三一の二、二三三の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二三七の一と一体をなす国有地の一部
大字今市字中嶋二〇七の一の一部、三〇七の二の一部、三〇八の二の一部、二三三の一部、二三三の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字家ノ背戸のうち二八九の一部、二九一の四の一部以外の区域

		大字今市字中嶋
		大字今市字家ノ下河原三三四、三三五の三、三三五の四
		二の一部、二七八の六の一部、二七八の七の一部、二七九の一、 二七九の二、二七九の三の一部、一八〇、一八一、二八二の一部、 二八三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
		大字今市字家ノ背戸一八九の一部、二九一の四の一部
		大字今市字中嶋のうち三〇七の一の一部、三〇七の二の一部、三 〇八の一、三〇八の二の一部、三一七から三一九までの一部、三 二五の一の一部、三三三の一の一部、三三三の一の一部及びこれらと一 体をなす国有地以外の区域
	大字今市字家ノ	大字今市字家ノ下河原三四五の二、三四六の二、三五八、三六〇 の二、三六〇の四、三七〇の一、三七〇の二、三七一から三七三 まで、三七三の一、三七四の二、三七五の二、三七六の二、三七 九の一の一部、三七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字今市字横道ノ下四五八の五から四五八の七までの一部、四五 九の一の一部、四五九の六の一部、四六〇の七の一部、四六一の一の 一部、四六一の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四 五八の四と一体をなす国有地の一部
大字今市字持正院	下河原	大字今市字家ノ下河原のうち三三四、三三五の三、三三五の四、 三四五の二、三四六の二、三五八、三六〇の一、三六〇の四、三 七〇の一、三七〇の一、三七一から三七三まで、三七三の一、三 七四の二、三七五の二、三七六の二、三七八、三七九の一、三 九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字今市字横道		大字今市字持正院のうち四四二の一と一体をなす国有地の一部以 外の区域

		筋	ノ下
		大字今市字東中	及びこれらと一体をなす国有地
		大字今市字横道ノ下四五四の三の一部、四五八の三から四五八 までの一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字家ノ下河原三七八、三七九の一の一部、三七九の二の 一部及びこれらと一体をなす国有地
		大字今市大道ノ西六一九の三の一部、六二〇の一部、六二一の五 の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字横道ノ下四五四の三の一部、四五八の三から四五八の 二の一部、四五九の二の一部、四五九の三から四五九の四まで、四五 九の四の一部、四五九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地
		大字今市字東中筋四五六二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字今市字東中筋四五七の一部、四五七の二の一部、四五七の三 までの一部、四五七の四の一部、四五七の五の一部及びこれらと一 体をなす国有地	大字今市字横道ノ下四五四の三の一部、四五八の三から四五八の 二の一部、四五九の二の一部、四五九の三から四五九の四まで、四五 九の四の一部、四五九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地
		大字今市字東鳴戸瀬四八〇の二の一部、四八〇の三の一部	大字今市字横道ノ下四五四の三の一部、四五八の三から四五八の 二の一部、四五九の二の一部、四五九の三から四五九の四まで、四五 九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
		大字今市字大道ノ西六一六の一部、六一六の四から六一六の 一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字横道ノ下四五四の三の一部、四五八の三から四五八の 二の一部、四五九の二の一部、四五九の三から四五九の四まで、四五 九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

瀬 大字今市字鳴戸	六までの一部、六一七の四の一部、六一九の三の一部、六一九の五の一部、六二〇の一部、六二〇の二、六二二の四、六二二の五の一部	
大字今市字原田屋敷 大字今市字東中筋四六二	二七二の一部及びこれと一体をなす国有地	
三、四六三の三から四六三の五までの一部、四六四の二から四六四の四までの一部、四六五から四六九まで、四七〇の一、四七〇の二、四七一の一から四七一の三までの一部、四七二の一の一部、四七二の二の一部、四七三の一、四七三の二の一部、四七三の三、四七三の四、四七四の二の一部、四七四の四の一部、四七四の五の一部、四七八の一部及びこれらと一体をなす国有地	六二の一部、六一七の四の一部、六一九の三の一部、六一九の五の一部、六二〇の一部、六二〇の二、六二二の四、六二二の五の一部	
大字今市字東鳴戸瀬四八〇 大字今市字東中筋四八二	四八〇の一から四八二の五までの一部、四八二の六の一部、四八二の七、四八三の二の一部、四八三の三の一部、四八三の四の一部、四八三の五の一部、四八四の二の一部、四八四の三の一部、四八四の四の一部、四八四の五の一部、四八五の二の一部、四八五の三の一部、四八六の二の一部、四八六の三の一部、四八六の四の一部、四八六の五の一部、四八七の二の一部、四八七の三の一部、四八七の四の一部、四八七の五の一部、四八八の二の一部、四八八の三の一部、四八九の二の一部、四八九の三の一部、四八九の四の一部、四八九の五の一部、四九〇の二の一部、四九〇の三の一部、四九一の一から四九一の三まで、四九二から四九六まで、四九七の一から四九七の四まで、四九八の一から四九八の三まで、四九九の一から四九九の三まで、五〇〇の一から五〇〇の三まで、五〇一の一、五〇一の二及びこれらと一体をなす国有地	五二八の二の一部、五二九の一部、五二八の二の一部、五二九の一部、五三〇の二から五三一の二までの一部、五三一の二から五三二の五までの一部、五三〇の二の一部、五三一の二から五三二の五までの一部、五三二の二の一部、五三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字柿谷 大字今市字柿谷口	五二八の二の一部、五二九の一部、五二八の二の一部、五二九の一部、五三〇の二から五三一の二までの一部、五三一の二から五三二の五までの一部、五三〇の二の一部、五三一の二から五三二の五までの一部、五三二の二の一部、五三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	

大字今市字中筋 大字今市字柿谷	大字今市字中筋五二六の二の一部、五二六の三、五二七の一、五二七の二の一部、五二七の四、五二七の五、五二八の一部、五二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字中筋五二六 大字今市字中筋五二六	大字今市字中筋五二六の二の一部、五二六の三、五二七の一、五二七の二の一部、五二七の四、五二七の五、五二八の一部、五二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字中筋五二六 大字今市字中筋五二六	大字今市字中筋五二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字今市字頭無シ	大字今市字百尋	大字今市字百尋	大字今市字百尋	大字今市字百尋	大字今市字百尋	大字今市字百尋
	郎田	大字今市字與五郎田	大字今市字與五郎田	大字今市字與五郎田	大字今市字與五郎田	大字今市字與五郎田
		大字今市字平木六八六の一部	大字今市字平木六八七の一部	大字今市字平木六八八の一部	大字今市字平木六八九の一部	大字今市字平木六九二の一部
		三の一部及びこれらと一体をなす国有地	一部及びこれらと一体をなす国有地	一部及びこれらと一体をなす国有地	一部及びこれらと一体をなす国有地	一部及びこれらと一体をなす国有地
		大字今市字寺ノ上六八六の一部	大字今市字寺ノ上六八七の一部	大字今市字寺ノ上六八八の一部	大字今市字寺ノ上六八九の一部	大字今市字寺ノ上六九二の一部
		三の一部及びこれらと一体をなす国有地	一部及びこれらと一体をなす国有地	一部及びこれらと一体をなす国有地	一部及びこれらと一体をなす国有地	一部及びこれらと一体をなす国有地
		大字今市字東鳴戸瀬四八〇の一部	大字今市字東鳴戸瀬四八一の一部	大字今市字東鳴戸瀬四八二の一部	大字今市字東鳴戸瀬四八三の一部	大字今市字東鳴戸瀬四八四の一部
		四八五の二の一部	四八六の二の一部	四八七の二の一部	四八八の二の一部	四八九の二の一部
		六八六の一部	六八七の一部	六八八の一部	六八九の一部	六九二の一部

大字今市字一本松	大字今市字平木	大字今市字越水	○九の一、六一〇の一、六一〇の二及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字大立の一部、六一七の四の一部、六一九の三の一部、六一六の四から六一六の六の一の一部、六一六の四及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字越水のうち六〇八の二から六〇八の五まで、六〇九の一、六一〇の一、六一〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五八七、五八八、五九〇から五九二まで、六〇一の一、六〇一の二、六〇一の五、六〇一の六、六〇八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字今市字大立のうち六三六の一、六三六の二、六三七の一、六三七の二、六三八の一、六三八の二、六三九の一、六三九の三、六四〇の三、六四三の五、六四二の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	○九の一、六一〇の一、六一〇の二及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字平木六八二から六八四まで、六八四の一、六八五の一部、六八五の二の一部、六八六の一、六八六の二、六八六の三から六八六の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字今市字頭無シ五七八の一の一部、五七八の三の一部、五七八の四、五七九の一部、五八〇の一、五八〇の二の一部、五八五の一部、五八五の二、五八六の一、五八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字寺谷口のうち六五四から六五七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字今市字大立のうち六三六の一、六三六の二、六三七の一、六三七の二、六三八の一、六三八の二、六三九の一、六三九の三、六四〇の三、六四三の五、六四二の六及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字越水五八八と一体をなす国有地の一部	大字今市字越水六〇八の二の一部、六〇八の五及びこれらと一体をなす国有地並びに五八七、五八八、五九〇から五九二まで、六〇一の一、六〇一の二、六〇一の五、六〇一の六、六〇八の一と一体をなす国有地	大字今市字寺谷口六五四から六五七まで及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字大立のうち六三六の一、六三六の二、六三七の一、六三七の二、六三八の一、六三八の二、六三九の一、六三九の三、六四〇の三、六四三の五、六四二の六及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字大立六三六の一、六三六の二、六三七の一の一部、六一部	大字今市字平木六八二、六八四、六八六の四と一体をなす国有地の一部	大字今市字寺谷口六五四から六五七まで及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字大立のうち六三六の一、六三六の二、六三七の一、六三七の二、六三八の一、六三八の二、六三九の一、六三九の三、六四〇の三、六四三の五、六四二の六及びこれらと一体をなす国有地

前	大字今市字寺ノ	大字今市字大立のうち六三六の三まで、六三六の四及びこれらと一体をなす国有地	三七の二、六三八の一、六三八の二、六三九の一の一部、六三九の二、六四〇の三、六四二の五の一部、六四二の六及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字大立六三六の二、六三六の三まで、六三七の二の一部	大字今市字平木六六五の二の一部、六六五の五の一部、六六五の六、六六六の一から六六六の三まで、六六七の一から六六七の三まで、六六八の一の一部、六六八の二、六六八の三、六六九の一の一部、六六九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字今市字大立のうち六三六の三まで、六三六の四及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字大立のうち六三六の三まで、六三六の四及びこれらと一体をなす国有地

		まで、六六八の一の一部、六六八の二、六六八の三、六六九の一の一部、六六九の二及びこれらと一体をなす国有地
	大字今市字大立六三七の一の一部	大字今市字一本松六七〇の一から六七〇の七まで、六七一の一部及びこれらと一体をなす国有地
	大字今市字大立六三七の一の一部	大字今市字一本松六七〇の一から六七〇の七まで、六七一の一部及びこれらと一体をなす国有地
	大字今市字寺ノ前六七三の一の一部、六七四、六七五の一の一部、六七七の一の一部、六七八の二の一部、六七九、六八〇、六八一の一、六八二、七五一、七五二及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字寺ノ前六七三の一の一部、六七四、六七五の一の一部、六七七の一の一部、六七八の二の一部、六七九、六八〇、六八一の一、六八二、七五一、七五二及びこれらと一体をなす国有地
	大字今市字平木六八六の一の四と一体をなす国有地	大字今市字平木六八六の一の四と一体をなす国有地
	大字今市字平木六八六の一の四と一体をなす国有地	大字今市字平木六八六の一の四と一体をなす国有地
	大字今市字寺ノ上六八八と一体をなす国有地の一部	大字今市字寺ノ上六八八と一体をなす国有地の一部
	大字今市字村東側上七五六、七五七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字村東側上七五六、七五七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
	大字今市字大岩七七五の一の部及びこれと一体をなす国有地	大字今市字大岩七七五の一の部及びこれと一体をなす国有地
	大字今市字京六、七七六の二の一の一部、七七六の三の一部	大字今市字京六、七七六の二の一の一部、七七六の三の一部
	大字今市字嵯峨平七八八の一の三の一部、七八八の一の四と一体をなす国有地	大字今市字嵯峨平七八八の一の三の一部、七八八の一の四と一体をなす国有地
	大字今市字嵯峨平七八八の一の三の一部、七八八の一の四と一体をなす国有地	大字今市字嵯峨平七八八の一の三の一部、七八八の一の四と一体をなす国有地
	大字今市字與五郎田五四八から五五〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字與五郎田五四八から五五〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地
	大字今市字平木六八六の三から六八六の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字今市字平木六八六の三から六八六の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
	大字今市字平木六八六の三から六八六の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字今市字平木六八六の三から六八六の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
	大字今市字寺ノ上六八七の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六八八、六八九の一、六八九の二、六九一、六九三の五と一体をなす国有地の一部	大字今市字寺ノ上六八七の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六八八、六八九の一、六八九の二、六九一、六九三の五と一体をなす国有地の一部
	大字今市字東西波七〇一から七〇四までの一部、七〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇七、七〇八の一部	大字今市字東西波七〇一から七〇四までの一部、七〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇七、七〇八の一部
反田	大字今市字西波	○の二と一体をなす国有地の一部
反田	大字今市字西側上七三八、七三九、七四〇の一の一部、七四一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字西側上七三八、七三九、七四〇の一の一部、七四一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
反田	大字今市字狐平五四五の一の一部、五四六の一の一部、五四七の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字狐平五四五の一の一部、五四六の一の一部、五四七の一部及びこれらと一体をなす国有地
反田	大字今市字東西波七〇一から七〇四までの一部、七〇六の一部、七〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字東西波七〇一から七〇四までの一部、七〇六の一部、七〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地
反田	大字今市字西波の全域	大字今市字西波の全域
反田	大字今市字上六反田七一六の五、七一六の六の一部、七一七の三から七一七の七まで、七一八の二、七一八の三、七一九の一、七一九の二の一部、七一九の三、七二〇の二、七二〇の三及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字上六反田七一六の五、七一六の六の一部、七一七の三から七一七の七まで、七一八の二、七一八の三、七一九の一、七一九の二の一部、七一九の三、七二〇の二、七二〇の三及びこれらと一体をなす国有地
反田	大字今市字下六反田七三一の一から七三一の三まで、七三三の一、七三三の二から七三三の五まで、七三三の七、七三三の八、七三四から七三六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字今市字下六反田七三一の一から七三一の三まで、七三三の一、七三三の二から七三三の五まで、七三三の七、七三三の八、七三四から七三六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
反田	大字今市字上大唐田七三七の一から七三七の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字上大唐田七三七の一から七三七の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地
反田	大字今市字青木八八三の一の部及びこれと一体をなす国有地	大字今市字青木八八三の一の部及びこれと一体をなす国有地
反田	大字今市字山崎八八四の一の部、八八七の二の一部、八八八の一の一部、八九〇の三の一部、八九一の三の一部、八九一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字山崎八八四の一の部、八八七の二の一部、八八八の一の一部、八九〇の三の一部、八九一の三の一部、八九一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
反田	大字今市字上六反田のうち七一六の四から七一六の六まで、七一七の三から七一七の七まで、七一八の二、七一八の三、七一九の二の一部	大字今市字上六反田のうち七一六の四から七一六の六まで、七一七の三から七一七の七まで、七一八の二、七一八の三、七一九の二の一部

大字今市字大谷	大字今市字大谷のうち七二三から七二五まで、七二六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字今市字村西	大字今市字村西のうち七三八から七二五まで七二六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字今市字村西側上	大字今市字村西側上のうち七三八から七四〇まで、七四一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今市字東西	大字今市字東西のうち七〇六から七〇八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
波	大字今市字東西波のうち七〇一から七〇四まで、七〇六から七〇八まで及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今市字寺ノ上	大字今市字寺ノ上のうち六八七及びこれと一体をなす国有地並びに六八八、六八九の一、六八九の二、六九二、六九三の五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今市字村東側上	大字今市字村東側上のうち七五六、七五七、七六三、七六四、七六六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今市字多郎平屋敷	大字今市字多郎平屋敷のうち七五七の一部、七六三、七六四、七六六及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字今市字多郎	大字今市字多郎のうち七七五の一部、七六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字今市字嵯峨平	大字今市字嵯峨平のうち七七八の三の一部、七八八の三の一部、七八八の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二二九と一体をなす国有地の一部
大字今市字嵯峨	大字今市字嵯峨のうち七七八の三の一部、七八八の三の一部、七八八の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二二九と一体をなす国有地の一部

大字今市字地蔵免	大字今市字地蔵免のうち七八四の二及びこれと一体をなす国有地並びに一二二九と一体をなす国有地の一部
大字今市字京六	大字今市字京六のうち七七六の一から七七六の三まで、七七七、七七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字今市字嵯峨	大字今市字嵯峨のうち七七八の三の一部、七八八の三の一部、七八八の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二二九と一体をなす国有地の一部
平	大字今市字嵯峨平のうち七八六の二から七八六の三まで、七八七の二から七八七の六まで、七八七の七の一部、七八八の一部、七八八の二の一部、七八八の六、七八八の七、七八八の八の一部、七八八の五、七八八の六の一部、七八八の七の一部、七八八の八の一部、七八八の九の一部、七八九の二、七八九の三の一部、七八九の四、七八九の五の一部、七八九〇の二の一部、七八九〇の三、七八九〇の四、七八九一の五の一部、七八九一の六の一部、七八九二の一部、七八九三の二の三まで、七八九三の二から七八九三の三までの一部、七八九三の四から七八九三の六まで、七八九三の七の一部、七八九三の八、七八九三の九及びこれらと一体をなす国有地

大字今市字袖越谷	八八の九の一部、七九一の一、七九一の二の一部、七九一の五の一部、七九一の六の一部、七九三の一から七九三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字嵯峨平七九三の三の一部及びこれと一体をなす国有地	大字今市字嵯峨平七九三の三の一部及びこれと一体をなす国有地
大字今市字袖越谷のうち八〇〇の一の一部、八〇〇の二の一部、八〇〇の三、八〇〇の四、八〇一の一の一部、八〇一の二、八〇二の一部、八〇二の二、八〇三の一、八〇三の二、八〇四の一の一部、八〇二の二、八〇三の二、八〇六の二から八〇六の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一二三二八と一体をなす国有地の一部	大字今市字袖越谷のうち八〇〇の一の一部、八〇〇の二の一部、八〇〇の三、八〇〇の四、八〇一の一の一部、八〇一の二、八〇二の一部、八〇二の二、八〇三の一、八〇三の二、八〇四の一の一部、八〇二の二、八〇三の二、八〇六の二から八〇六の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一二三二八と一体をなす国有地の一部
大字今市字細工谷八〇七、八〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字細工谷八〇七、八〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字細工谷八一六の一の一部、八一七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字細工谷八一六の一の一部、八一七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字嵯峨平七九三の三の一部、七九三の七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字嵯峨平七九三の三の一部、七九三の七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字袖越谷八〇〇の一の一部、八〇〇の二の一部、八〇〇の三、八〇〇の四、八〇一の一の一部、八〇一の二、八〇二の一部、八〇二の二、八〇三の一、八〇三の二、八〇四の一から八〇四の七まで、八〇五の一の一部、八〇六の二から八〇六の四まで及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字袖越谷八〇〇の一の一部、八〇〇の二の一部、八〇〇の三、八〇〇の四、八〇一の一の一部、八〇一の二、八〇二の一部、八〇二の二、八〇三の一、八〇三の二、八〇四の一から八〇四の七まで、八〇五の一の一部、八〇六の二から八〇六の四まで及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字嵯峨平七九三の二の一部、八一七の一の一部、八一八の一の一部、八一八の二の一部、八一八の四から八一八の六まで及びこの一部、八一八の二の一部、八一八の四から八一八の六まで及びこの一部、八一八の二の一部、八一七の一の一部、八一八の四から八一八の六まで及びこの一部	大字今市字嵯峨平七九三の二の一部、八一七の一の一部、八一八の一の一部、八一八の二の一部、八一八の四から八一八の六まで及びこの一部、八一八の二の一部、八一七の一の一部、八一八の四から八一八の六まで及びこの一部

大字今市字井津尻谷口	大字今市字井津尻八一九、八二〇、八二二の一、八二二の二、八二二の三、八二三、八二三、八二四の一、八二四の二の一部、八二四の三の一部、八二五の一部、八二六の一部、八二六の三の一部、八二六の四の一部、八二七の一の一部、八二八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字井津尻	大字今市字井津尻八一九、八二〇、八二二の一、八二二の二、八二二の三、八二三、八二三、八二四の一、八二四の二の一部、八二四の三の一部、八二五の一部、八二六の一部、八二六の三の一部、八二六の四の一部、八二七の一の一部、八二八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字細工谷	大字今市字細工谷八一五、八一六の一の一部、八一七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字細工	大字今市字細工谷八一〇七五の一部及びこれと一体をなす国有地
大字今市字細工谷口	大字今市字細工谷口八一六の一の一部、八一六の二、八一七の一の一部、八一七の二の一部、八一八の二の一部、八一八の三及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字井津尻	大字今市字井津尻八一九、八二〇、八二二の一、八二二の二、八二二の三、八二三、八二三、八二四の一、八二四の二の一部、八二四の三の一部、八二五の一部、八二六の一部、八二六の三の一部、八二六の四の一部、八二七の一の一部、八二八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字三角田	大字今市字三角田八三六と一体をなす国有地

			をなす国有地
		田	大字今市字人売口道ヨリ西一〇七四の一から一〇七四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
	田	田	大字今市字井津尻八二三の一部、八二四の二の一部、八二四の三の一部、八二五の一部、八二六の一の一部、八二六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
	田	田	大字今市字三角田八三一の一部、八三一の一部、八三三の一、八三三の二の一部、八三三の三から八三三の五まで及びこれらと一体をなす国有地
	田	田	大字今市字下河原一〇四九の二の一部、一〇五〇の一の一部、一〇五〇の二の一部、一〇五三の一の一部、一〇五四、一〇五五の一部及びこれらと一体をなす国有地
	田	田	大字今市字人売口道ヨリ西一〇七四の一と一体をなす国有地の一
	田	田	大字今市字井津尻八二二、八二三と一体をなす国有地の一部
	田	田	大字今市字三角田八三三の二の一部、八三四の一から八三四の四まで、八三五の一、八三五の二、八三六及びこれらと一体をなす国有地の一部
	田	田	大字今市字下河原一〇四九の二の一部、一〇五〇の一の一部、一〇五〇の二の一部、一〇五三の一の一部、一〇五四、一〇五五の一部及びこれらと一体をなす国有地
東側	大字今市字村内	田	大字今市字下河原一〇四九の二の一部、一〇五〇の一の一部、一〇五〇の二の一部、一〇五三の一の一部、一〇五四、一〇五五の一部及びこれらと一体をなす国有地
外の区域		田	大字今市字下河原一〇四九の二の一部、一〇五〇の一の一部、一〇五〇の二の一部、一〇五三の一の一部、一〇五四、一〇五五の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字今市字村内 東側下	大字今市字村内東側下のうち八六三から八六六と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今市字村西 側中	大字今市字村西側中のうち八七六、八七八、八七九、八七九の一、八八〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今市字青木 側中	大字今市字青木のうち八八二の三、八八三及びこれらと一体をなす国有地並びに八八二の四と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今市字山崎 部	大字今市字下六反田七三三の二、七三五と一体をなす国有地の大字今市字下六反田七三三の二、七三五と一体をなす国有地
大字今市字上大唐田七三七の二の一部及びこれと一体をなす国有地	大字今市字上大唐田七三七の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字今市字下六反田七三三の二、七三五と一体をなす国有地	大字今市字下六反田七三三の二、七三五と一体をなす国有地
大字今市字村西側中八七六、八七八、八七九、八七九の一、八八〇と一体をなす国有地の一部	大字今市字村西側中八七六、八七八、八七九、八七九の一、八八〇と一体をなす国有地の一部
大字今市字青木八八二の三、八八三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八八二の四と一体をなす国有地の一部	大字今市字青木八八二の三、八八三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八八二の四と一体をなす国有地の一部
大字今市字山崎のうち八八四の一部、八八七の二の一部、八八八の一の一部、八九〇の三の一部、八九一の三の一部、八九一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字今市字山崎のうち八八四の一部、八八七の二の一部、八八八の一の一部、八九〇の三の一部、八九一の三の一部、八九一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字今市字桶ノ詰八九三の二の一部、八九三の三の一部、八九三の七の一部、八九五の一部、八九五の三から八九五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字桶ノ詰八九三の二の一部、八九三の三の一部、八九三の七の一部、八九四の一の一部、八九五の一部、八九五の三から八九五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字桶ノ詰のうち八九三の二の一部、八九三の三の一部、八九三の七の一部、八九四の一の一部、八九五の一部、八九五の二、八九五の三、八九六の一部、八九八の一の一部、八九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字今市字桶ノ詰のうち八九三の二の一部、八九三の三の一部、八九三の七の一部、八九四の一の一部、八九五の一部、八九五の二、八九五の三、八九六の一部、八九八の一の一部、八九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字今市字澤八九九の一部、九〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字澤八九九の一部、九〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地

			大字今市字安久九六七の一の一部、九六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
		大字今市字西方寺谷口九七三の三の一部、九七三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字今市字西方寺谷口九七三の二の一部、九七七の二、九七七の三、九七八の二、九七九の二から九七九の四まで、九八一の四及びこれらと一体をなす国有地
	大字今市字下六	反田	大字今市字下六反田のうち七三一の一から七三一の三まで、七三二の三、七三三の二から七三三の五まで、七三三の七、七三三の八、七三四から七三六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
	大字今市字澤		大字今市字青木八八二の四と一体をなす国有地の一部
	大字今市字村西側下		大字今市字村西側下九一九及びこれと一体をなす国有地以外の区域
	大字今市字安久		大字今市字安久のうち九六七の一の一部、九六七の二の一部、九六七の四、九六九の七から九六九の九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
	大字今市字安久		大字今市字西方寺谷口九七一の三、九七二の三から九七二の四まで、九七三の二、九七三の三、九七三の五、九七四の四及びこれらと一体をなす国有地

	大字今市字越路谷口	大字今市字越路谷口のうち九七七の二、九七七の三、九七八の二、九七九の二から九七九の四まで、九八一の四及びこれらと一体をなす国有地
	大字今市字西方寺谷口	大字今市字西方寺谷口のうち九七一の三、九七二の三から九七二の四まで、九七三の二、九七三の三、九七三の五、九七四の四及びこれらと一体をなす国有地
	大字今市字千学	大字今市字千学のうち一〇二七の一から一〇二七の二の一部、一〇二七の四の一の一部、一〇二八の一の一部、一〇二八の二及びこれらと一体をなす国有地
	大字今市字西三角田	大字今市字西三角田一〇三一の一の一部、一〇三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
	大字今市字下河原	大字今市字下河原下通一〇六二の二の一部、一〇六三の六の一部
	大字寺内字東千学	大字寺内字東千学五一の二の一部
	大字今市字西三角田	大字今市字西三角田のうち一〇三一の一の一部、一〇三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
	大字今市字走出	大字今市字走出一〇三三の一の一部、一〇三三の二、一〇三四の一の一部、一〇三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字今市字走出	及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字下河原下通	一〇六一の二部、一〇六二の一、一〇六二の二の一部、一〇六三の六の一部
大字寺内字東千学五	一の二の一部
大字寺内字早焼田五九	の二の一部
大字今市字安久六九の八	一部、九六九の九及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字千学一〇二七の一	の一部、一〇一七の一の一部、一〇二七の四の一部、一〇二八の一の一部、一〇二八の三、一〇二七の四の一部、一〇二八の一の一部、一〇二八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字西三角田一〇三二の二	の一部及びこれと一体をなす国有地
大字今市字走出	のうち一〇三三の一、一〇三三の二、一〇三四の一部、一〇三四の二の一部、一〇三四の三、一〇三五、一〇三六の一から一〇三六の三までの一部、一〇三七の一の一部、一〇三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三九の二、一〇四〇の一、一〇四〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字今市字走出	一〇三六の一の一部、一〇三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三九の二と一体をなす国有地の一部
大字今市字下河原	一〇四九の二の一部、一〇四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字寺内字早焼田五九	の二の一部
大字今市字下河原下通	一〇六〇の二から一〇六〇の四までの一部、一〇六一の二部、一〇六二の二の一部、一〇六三の五の一部
大字今市字下河原	一〇四八の一から一〇四八の三まで、一〇四九の一、一〇四九の二の一部、一〇四九の三の一部、一〇五五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字下河原下通	一〇五六の二部、一〇六〇の一、一〇六〇の二の一部、一〇六三の二、一〇六三の四、一〇六三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字祖父分	一〇六五の一の一部、一〇六五の二の一部、一〇六七の一の一部、一〇六七の三の一部
大字今市字人売口道ヨリ西	一〇七四の一と一体をなす国有地の一
大字今市字下河原下通	の二、一〇六一、一〇六二の一、一〇六二の二、一〇六三の一、一〇六三の三から一〇六三の六まで及びこれらと一体をなす国有地

大字今市字政所	大字今市字政所屋敷の全域
唐田	一部
大字今市字下大	大字今市字走出一〇三三の一の一部、一〇三五の一部、一〇三六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字下大唐田	一〇四一の二部、一〇四二、一〇四三及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字下河原	一〇四七の一から一〇四七の四までの一部、一〇四九の二の一部、一〇四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字寺内字早焼田五九	の二の一部
大字今市字下河原	一〇五六の二部、一〇六〇の一、一〇六〇の二の一部、一〇六三の二、一〇六三の四、一〇六三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字今市字下河原	一〇六五の一の一部、一〇六五的二の一部、一〇六七の一の一部、一〇六七的三の一部
大字今市字人売口道ヨリ西	一〇七四の一と一体をなす国有地の一
大字今市字下河原下通	の二、一〇六一、一〇六二の一、一〇六二的二、一〇六三の一、一〇六三的三から一〇六三的六まで及びこれらと一体をなす国有地

			大字今市字人売	地以外の区域
			口道ヨリ西	大字今市字人売口道ヨリ西のうち一〇七二の四から一〇七二の六まで、一〇七二の九、一〇七三の一から一〇七三の四まで、一〇七四の一から一〇七四の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
			大字今市字祖父	大字今市字下河原下通一〇五六の一部及びこれと一体をなす国有地
			分地	大字今市字祖父分のうち一〇六五の一の一部、一〇六五の二の一部、一〇六七の一の一部、一〇六七の三の一部以外の区域
			田	大字今市字人売口道ヨリ西一〇七二の四から一〇七二の六まで、一〇七二の九、一〇七三の一から一〇七三の四まで、一〇七四の二から一〇七四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
			学	大字今市字東鳴戸瀬、大字今市字上狐平
			田	大字今市字東鳴戸瀬、大字今市字上狐平
称	廃止する字の名			

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る糸谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業に係る院内地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

鳥取県告示第二百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る吉野地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十九日

鳥取県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業に係る高山地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

鳥取県告示第二百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業に係る蒲生地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業に係る今市地区の換地処